

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報

2021
No.558

4

現場見学会

[令和2年10月15日(木)]
宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 1年生 34人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和3年4月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和2年度第11回常務理事会を開催	3
2. 令和2年度第9回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 宮崎県農政水産部との意見交換会を開催	7
●雇用改善コーナー	
1. 令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	8
2. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	9
●建退共	
1. 建退共への加入のすすめ	11
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）	11
●技士会	
1. 令和3年度 1級・2級土木施工管理技術検定受検準備講習会のご案内	12
2. 令和2年度 1級土木施工管理技術検定(実地試験)の合格発表	13
3. 令和3年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	13
4. 令和3年度(公財)宮崎県建設技術推進機構主催研修会案内	14
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	15
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	16
●建災防	
1. 令和3年度 上半期(4月～9月)講習会の案内	17
2. 令和2年に県内で発生した死亡災害	18
3. 新型コロナウイルス感染症対策実施のための5つのポイント	19
●火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験について	20
2. 受験養成講習会について	20
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）(2月分)	21
2. 中間前払金制度のご案内	22
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	23

令和3年4月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水		フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(延岡)	
8	木	政治連盟監査 建設会館監査	建災防監査 建退共監査	火薬監査
9	金	県協会監査	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 10日まで）	
10	土			
11	日	河野知事県政報告会		
12	月	技士会監査		
13	火		職長・安全衛生責任者教育(延岡 14日まで)	
14	水			組合監査
15	木		フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(清武)	
16	金		不整地運搬車運転技能講習(清武 17日まで)	
17	土			
18	日			
19	月	県協会 常務理事会及び県との意見交換会 技士会理事会 都城地区協会 総会	建災防理事会	火薬保安協会理事会
20	火		足場の組立て等作業主任者技能講習（清武 21日まで）	
21	水			
22	木		建退共支部事務担当者会議（WEB）	
23	金	日南・串間市・小林・東諸・日向地区協会 総会	高所作業車運転技能講習(清武 24日まで)	
24	土			
25	日			
26	月	技士会 監理技術者講習 西都地区協会 総会		
27	火	九州建設業協会 会長会議・専務理事・事務局長会議	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習(延岡 28日まで)	
28	水	宮崎・高鍋地区協会 総会		
29	木	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	金			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

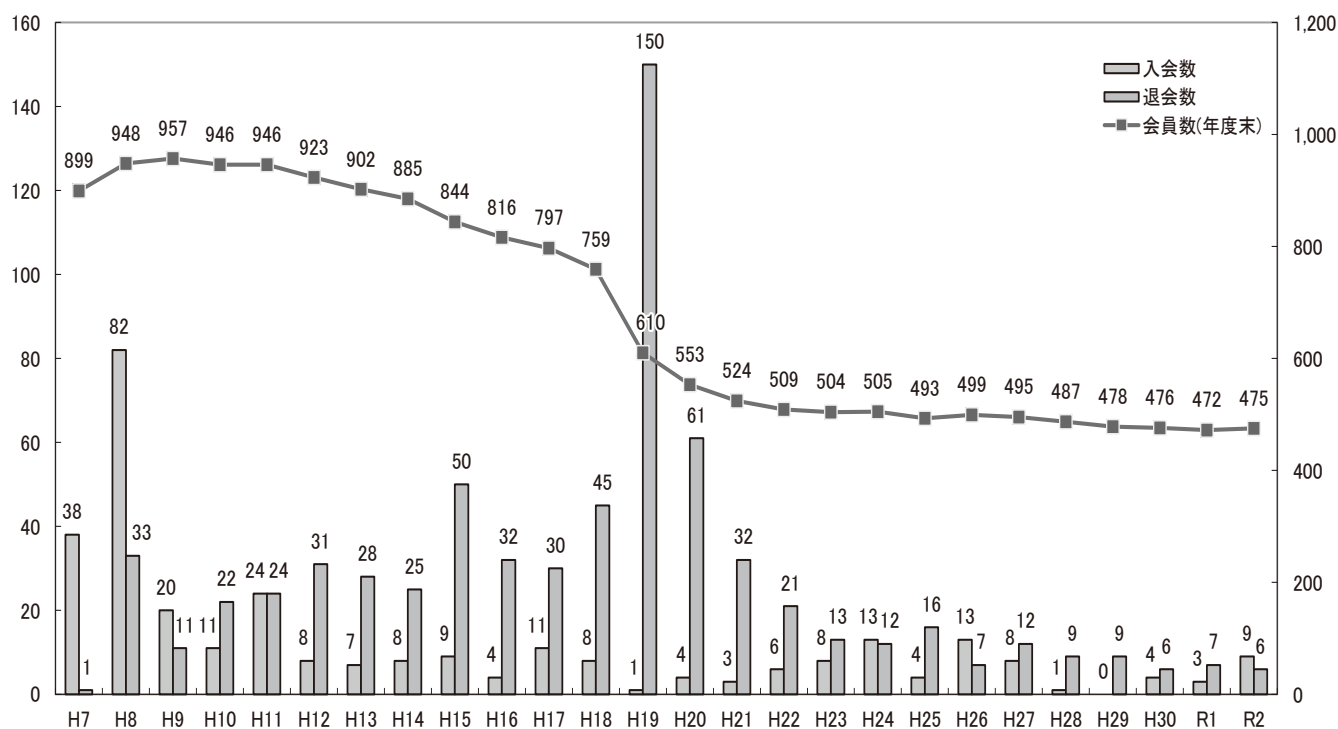
項 目	所 管	形 式
2021. 2.22付 国土交通省 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について	国 土 交 通 省	html
2021. 3. 8付 3/14(日)(宮崎県・宮崎大学連携シンポジウム) 地域活性化のための多文化共生・日本語支援シンポジウムの開催について	宮 崎 県 学	PDF

会員の異動状況

【3月退会】

地 区 名	会 社 名	代表者名
都 城	(株) 清 永 組	清永 寛
高 鍋	(株) 尾 鈴 建 設	勢井 政俊

宮崎県建設業協会会員数の推移



※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は3.31現在

宮崎県建設業協会

1. 令和2年度第11回常務理事会を開催

令和3年3月18日(木) 14時15分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数(12/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり藤元会長が「本日は、予算編成の書面決議や働き方改革対策等の様々な議題がある。また、本会議後の県土整備部との意見交換会は今年度最後の開催となるため、各地区の状況等についても話をしたい。本日もよろしくお願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第11回常務理事会

議題1 予算編成等理事会書面決議結果について

樫村事務局長が資料1に基づき、令和2年度収支決算見込み及び来年度の収支決算(案)等について報告し、決算理事会・通常総会を書面決議で行うことを決定した。併せて総務委員会の委員長を木村延岡地区会長、副委員長を柳橋日南地区会長とすることで承認された。

議題2 働き方改革対策に向けた週休2日制度の推進について

大谷課長が資料2に基づき、宮崎県建設業協会として令和6年度の4週8休の実施・定着に向け段階的に推進していくことについて報告し、承認された。

議題3 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料3に基づき、県との意見交換会の情報提供及び出席者等について報告した。

議題4 令和3年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦案について

大谷課長が資料4に基づき、令和3年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦案について報告し、承認された。

議題5 河野しゅんじ県政報告会について

樫村事務局長が資料5に基づき、4月11日に開催される河野しゅんじ県政報告会への対応を報告し、承認された。

議題6 その他

(1) 衆議院議員選挙対策について

樫村事務局長が参考1に基づき、衆議院議員選挙への対応について報告し、承認された。

(2) 第1回土木労務資材対策委員会開催結果について

早瀬課長が参考2に基づき、3月12日に開催された土木労務資材対策委員会の結果について報告した。県からの情報は、自己採点型、ICT施行の動向、工事検査についてなど。

(3) 令和3年度県政に関する要請への回答について

樫村事務局長が参考3に基づき、9月に提出した県政に関する要請への回答があったことを報告した。

(4) 令和3年度からの建退共事務取扱について

山尾係長が参考4に基づき、制度改正に伴う令和3年度からの建退共事務取扱について報告した。

(5) その他

- ・みやざき SDGs プラットフォームについて、建設業協会の全社で取り組んでいくことを決定した。

議題7**令和3年度の常務理事会等協会行事について**

樫村事務局長が参考5に基づき、4月19日の常務理事会及び6月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和2年度第10回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和3年3月18日(水)午後4時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

西田次長(道路・河川・港湾担当)
管 理 課：斎藤部参事兼管理課長、
赤江課長補佐、一政・宗像・
甲斐主幹、鬼束主査、川内主任主事
技術企画課：境課長、中原課長補佐、
湯浅・岩切主幹、森川・
春田副主幹、梅田・工藤主査

◇公共三部共管

工事検査課：杉本課長

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
本部・興梠副会長、
河野(義)・河野(与)・池田・津房・
黒木・木村・柳橋常務理事
事 務 局：坂元専務理事、
樫村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、
大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

本日は年度末の大変忙しい中、ご出席いただき感謝を申し上げます。2月議会が閉会となりこれから補正予算が執行されると思うが、不調不落が大きな

課題となると考えている。円滑な執行に向け本日も意見交換を行うが、必要に応じて出先事務所と地区建設業協会でも意見の交換をしていただきたい。

また、働き方改革や生産性向上も待ったなしの状況で進んでいる。週休2日制やICT、CCUS等についても忌憚のない意見交換をお願いしたい。本年度最後の意見交換となるが、来年度もよろしくをお願いしたい。

【西田次長挨拶】

2月議会で当初予算と補正予算共に承認を得たが、繰越予算も含めると合計で1,000億円を超える予算規模となる。国の工事も多いと思うが、県の工事もよろしくをお願いしたい。また、5カ年の国土強靱化の加速化対策もあり、中期的にも予算の目途が立っているため社会資本整備をしっかりと進める。不調不落が発生しないように連携をとりながら進めたい。

先日、地区協会の青年部と意見交換会を行ったが、三者検討会や生産性向上に向けての独自の取組等を聞くことができた。このような取組について今後も進めていければと思っている。本日もよろしくをお願いしたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》**解体工事業の技術者要件に係る経過措置の終了について**

- 解体工事業の技術者要件の経過措置を令和3年

6月30日まで延長する。なお、経過措置終了以降も続けて解体工事業の許可を受けようとする場合は、要件を満たした営業所専任技術者を配置し、建設業法11条による変更等の届出を許可行政庁へ行う必要がある。

《技術企画課》

不調不落対策の今後について

- 令和2年2月より適用された不調不落対策について、入札参加実績要件の緩和及び不調・不落の発生率の高い工事の工事成績評定の加点が令和3年3月末で適用期限となる。なお、令和元年12月より適用された災害復旧工事、環境森林部、農政水産部が発注するすべての工事について「過去1年間の受注額」に含めない取組については当分の間継続する。

設計段階における三者検討会について

- 詳細設計時において、発注者、設計者及び施工技術者の三者が一堂に会して、施工上の課題や対応方法などの意見交換等を行うことにより円滑な事業執行及び良好な品質を確保することを目的として三者検討会を試行する。対象工事については、現場条件や仮設計画が複雑な現場を検討する。

ICT活用工事（簡易型ICT・ICT舗装）について

- 3次元データ活用の普及拡大を進めるため、3次元起工測量やICT建設機械による施工を行わない簡易型ICT活用工事を新設する。また、ICT活用工事（舗装工）についても来年度より新たに取組む。

週休2日工事の取組について

- 九州・沖縄ブロックで統一現場閉所日を11月6日（土）に設定した。週休2日工事については県土整備部が発注する全ての工事を対象としている。（ただし、災害復旧工事、年間維持工事、緊急施行工事、特定JV工事、現場条件により工程的に支障がある工事などは除く）また、県の取組方針（案）では段階的に発注者指定型工事の割合を増加させ、令和6年の100%を目標とする。

建設現場における遠隔臨場の試行について

- 公共工事の建設現場において確認・立会を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の働き方改革の推進と生産性の向上を図る。県土整備部および公共三部が発注する全ての工事が対象となり、入札公告及び特記仕様書に施行対象工事として明示する。費用（土木工事の場合）については受注者からの見積により技術管理費に積上げ計上を行う。既存のモバイル端末や無料のアプリケーションソフト等による利用の場合は費用計上の対象にはならない。令和3年4月1日から適用する。

公共工事設計労務単価等について

- 農林水産省及び国土交通省において、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等が決定・公表されたことをうけ、公共三部発注の工事等についても新価格を令和3年3月1日から適用する。

《管理課・技術企画課》

建設産業のスマート・デジタル化推進事業について

- 令和3年度より建設産業のスマート・デジタル化推進として、i-Constructionの推進（予算額1,520万円）と建設キャリアアップシステム登録推進支援（予算額400万円）の2つの事業を行う。i-Constructionの推進では県内企業を対象とした建設ICT研修やICT活用工事におけるフィールド演習会を実施。建設キャリアアップシステム登録推進支援では導入に必要な初期費用の一部を助成する。

入札システムデジタル化推進事業について

- 総合評価落札方式の入札に関する各種情報のデジタル化や入札手続きのシステム化により、業務の効率化と正確性向上を図るとともに、対面不要によるコロナ感染症の拡大防止を図る。（予算額3,500万円）

◆意見交換会

（1）週休2日工事について

協会→令和6年度以降の発注者指定型（週休2日

宮建協

工事)で未達成だった場合はどのような取扱いになるのか教えていただきたい。

県→発注者指定型は4週8休の補正を含めた金額で発注を行うため、未達成時には減額となる。国の運用では明らかに問題がある場合は減点等の措置も考えられているが、本県では詳細な運用方法(ペナルティ等)については検討中である。

協会→発注者指定型の工事ではどのような補正率となるのか教えていただきたい。

県→現在の4週8休の補正率を含んだ金額で発注がされる。

協会→発注者指定型を行う場合には、工期終了前の設計変更(増額)等により4週8休の達成が不可になるといったことが発生しないように、受注者側も配慮をしていただきたい。

(2) 設計段階における三者検討会について

協会→三者検討会の施工技術者の選定について各地区建設業協会に依頼をすると説明があったが、土木施工管理技士会の活用も検討していただきたい。

県→検討する。

(3) 不調不落の発生状況について

協会→不調不落の発生状況を教えていただきたい。

県→現状では昨年度の半分以上程度である。

協会→不調不落の発生率の高い工事の工事成績評定の加点(2点)が3月末で適用期限となるが、何らかの対応(受注したいと思うようなメリット等)を検討していただきたい。

(4) K値について

協会→総合評価方式では、K値は1以下で0点、1を超えると-10点となっているが、不調不落を減らすためにも段階的な評価方法を検討していただきたい。

県→K値について様々な意見を受けている状況である。入札システムデジタル化推進事業

により入札のシステムを来年度から検討することになっているため、併せてルールについても検討を行う。

(5) 地域貢献・災害時の協力体制の配点等について

協会→本会は大規模災害における応急対策業務等に関する基本協定等の締結を行っており、それに伴い総合評価方式で評価されている。しかし、現状では本協定を締結していない団体に所属していても同等の点数がもらえることになっている。このような状況が続けば協定締結による業務負担等を考え、県協会を脱退するといった可能性もある。県協会では災害対応や防疫対応等の地域の守り手でもあるため、何らかの評価(メリットやインセンティブ)等についても検討していただきたい。

県→県協会の皆様には様々な支援や協力をいただいている。感謝申し上げる。防災協定や総合評価方式も導入から時間が経っているため、来年度以降に意見交換を行いながら、様々な検討を行う。

3. 宮崎県農政水産部との意見交換会を開催

3月18日(木)に宮崎県建設会館にて宮崎県農政水産部と意見交換会が開催された。

開会では、本会の藤元会長と農政水産部大久津部長による挨拶が行われ、大久津部長の挨拶では鳥インフルエンザへの迅速な対応や協力について本会へ感謝言葉をいただいた。

意見交換では、県より高病原性鳥インフルエンザの発生・対応状況や防疫対策に関する国への要望事項の説明が行われた。国への要望事項としては、①発生農場におけるウイルスの侵入経路の早期解明 ②野鳥の飛行ルート等に起因する発生リスクの地域差の解明及び専門的な見地に立った野鳥対策の検討についてなど。また、対応を行った地区協会からは連絡体制・作業全般・経費等についての課題や問題点について要望を行った。



大久津部長挨拶



藤元会長挨拶



農政水産部との意見交換会

雇用改善コーナー

令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 0107 第 4 号
開発 0107 第 11 号
令和 3 年 1 月 7 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動に当たっては、関係府省、大学等において議論を行い、令和2年度と同様に、企業等においては、令和2年3月31日に政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）から貴職に対する「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）により、また大学等（大学等関係団体で構成される職業問題懇談会）においては、同年3月16日に「2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始することを求めているところです。

上記を踏まえ、厚生労働省としては、令和3年度の大学等卒業予定者の適正な就職・採用活動が行われるよう、採用維持・促進、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和3年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和3年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和3年4月1日以降に展示・公開する。

これに伴い、該当求人申込みの受理開始は令和3年2月1日以降とする。また、該当求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も該当求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得る。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和3年4月1日以降とする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。なお、開催に当たっては新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、必要に応じてオンラインを活用する。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和3年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、公平・公正で透明な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

①男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと

②学生等の意思に反して就職活動の修了を強要するようなハラスメント的な行為等を行わず、学生の自由な就職活動を妨げないようにすること

③応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと

④募集の中止、募集人員の消滅、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと

⑤卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多彩な選考・採用機会の拡大に努めること

⑥大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること

令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

2 文科初第 1695 号
職発 0210 第 10 号
開発 0210 第 3 号
令和 3 年 2 月 10 日

主要経済団体代表者 殿

文部科学省 初等中等教育局 長
瀧 本 寛
(公印省略)

厚生労働省 職業安定局 長
田 中 誠 二
(公印省略)

厚生労働省 人材開発統括官
小 林 洋 司
(公印省略)

令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和2年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和3年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規卒卒者をめぐる就職環境は、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（文部科学省調査）は80.4%となっておりますが、地域差もあることから、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与える影響により一層注意する必要があります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が数多にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就職を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和4年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和4年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和3年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和3年9月5日（沖縄県については令和3年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和3年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提示を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業を活用する場合は、この限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和3年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和3年7月1日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和3年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和3年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和4年4月1日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用による過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和3年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共への加入のおすすめ

建設業界の皆様へ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です。

- 宮崎県では2.6千社が加入、3.1万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で337億円の退職金(最高額は820万円)をお支払いしています。(令和3年1月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

- ◎法律に基づき運営される国が作った制度
- ◎建退共加入と適正実施により「経営事項審査」で加点評価
- ◎国からの財政上の支援(国成により掛金の一部が免除)
- ◎便利な提携施設の割引サービス

特長

- ◎掛金は金額非課税(損金または必要経費に算入できます)
- ◎複数の企業間を就業して通算して退職金を支給
- ◎加入の手続きは簡単(各都道府県の建退共支部で加入)

- 加入できる事業主
建設業を営む事業主

- 対象となる労働者
建設業の現場で働く方

- 掛金は一日 310円
(加入労働者ひとり)

建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- ① 共済証紙の購入は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数に応じた額を購入してください。
- ② 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付を忘れずをお願いします。
- ③ 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- ④ 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- ⑤ 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- ⑥ 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡してください。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- ⑦ 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は継続加入することは、できません。

《お問い合わせ》※建退共のホームページもご覧ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

宮崎県支部 〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館3F
TEL 0985-20-8867 FAX 0985-20-8889
東京本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル
TEL 03-6731-2866

2. 建退共宮崎県支部取扱状況 (1月分)

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
12月末計	2,584	30,751
加 入	3	102
脱 退	6	81
1月末計	2,581	30,772

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
1月分	865	66	43,823,188	前月分	74,885
今年度総累計 (2020年4月~1月)	8,927	859	758,340,736	当年度 累 計	674,488

技士会

1. 令和3年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定準備講習会に、1級に16名、2級に17名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。

宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、またどこよりも安価で受講者に好評をいただいております。

講習会の令和3年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されます。

日 程 【1級第1次検定講習 6日間】

令和3年5月17日（月）～5月19日（水） 令和3年5月24日（月）～5月26日（水）

【実力テスト講習 2日間】

令和3年6月 1日（火）～6月 2日（水）

【第2次検定講習 4日間】

令和3年9月 2日（木）～9月 3日（金） 令和3年9月 9日（木）～9月10日（金）

【2級第1次・第2次検定講習 6日間】

令和3年7月19日（月）～7月21日（水） 令和3年7月28日（水）～7月30日（金）

【実力テスト講習 2日間】

令和3年9月16日（木）～9月17日（金）

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業
受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ
電話 0985-20-1830



2. 令和2年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

令和2年12月6日(日)に実施されました、1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表が令和3年3月12日にありました。

全国の会場で24,204名が受験し、7,499名が合格、合格率31.0%、と昨年より低い合格率でした。福岡会場は、受験者3,255名、合格者957名、合格率は29.4%でした。(一財)全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので忘れずに手続きをしてください。

なお、1級合格者は、技士会主催の監理技術者講習を受けて監理技術者の資格を取得しましょう。

詳しくは、宮崎県土木施工管理技士会の事務局へお問い合わせください。

令和2年度 1級土木施工管理技術検定実施状況

●実地試験実施状況：

(令和2年12月6日実施 全国13地区35会場)

試験地	実地試験		
	出席者数	合格者数	合格率(%)
札幌	986	315	31.9
釧路	198	43	21.7
青森	440	132	30.0
仙台	2,328	687	29.5
東京	6,586	2,161	32.8
新潟	933	286	30.7
名古屋	2,572	737	28.7
大阪	3,830	1,246	32.5
岡山	740	187	25.3
広島	869	315	36.2
高松	971	295	30.4
福岡	3,255	957	29.4
那覇	496	138	27.8
計	24,204	7,499	31.0

※宮崎県土木施工管理技士会では、経験豊富で優秀な講師による受験 準備講習会を実施しております。是非とも、当技士会の講習会を受講し、1級合格を目指しましょう。

3. 令和3年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和2年度の(一社)全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月6日(金)で終了しました。本年度の受講者は新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で自宅学習となった5月を含め、7月、9月、10月、11月合計で211名となっており、昨年より43名増加しております。技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ておりますので、令和3年に講習を予定されている方はぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年後の12月31日まで有効となりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和3年度の予定は、表のとおりです。

日	程	場 所
令和3年	4月26日(月)	宮崎県建設会館
令和3年	6月9日(水)	〃
令和3年	6月30日(水)	延岡建設会館
令和3年	8月4日(水)	宮崎県建設会館
令和3年	9月22日(水)	都城建設会館
令和3年	10月6日(水)	延岡建設会館
令和3年	11月10日(水)	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

4. 令和3年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催 研修会案内

令和3年度の（公財）宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表のとおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDS の学習プログラムの登録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研修名	会場	開催予定日	受講者予定数
公共事業実務研修	宮崎市	4 月 19 日	75
土木施工管理研修	〃	4 月 26 日（27 日）	120
測量研修	〃	5 月 19 ～ 20 日	25
法面研修	〃	6 月 23 日	75
橋梁維持管理研修	〃	6 月 29 ～ 30 日	45
舗装研修	〃	7 月 29 ～ 30 日	45
補強土壁研修	〃	8 月 19 日	75
沿道修景研修	〃	9 月 10 日	50
地質研修	〃	9 月 14 ～ 15 日	35
建設 ICT 研修	〃	9 月 29 ～ 30 日	20
〃	〃	10 月 26 ～ 27 日	20
コンクリート研修	〃	10 月 7 日	50
景観研修	〃	10 月 22 日	10
会計検査研修	〃	10 月 29 日	45
安全管理研修	〃	11 月 5 日	50

事業協同組合 ■ ■

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

組 合

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)

3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可

4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)

6 測量！(提携会社)

7 3Dデータ作成！(提携会社)

8 CADデータ作成！(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

建災防

1. 令和3年度 上半期（4月～9月）講習会の案内

	講 習 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	下半期(10月～3月)の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	20～21 清 武	11～12 延 岡		6～7 清 武	31～9/1 延 岡		12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者				20～21 清 武			10月に延岡で開催
	地山の掘削等作業主任者		25～27 清 武		27～29 延 岡			10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者					24～25 清 武		
	鉄骨の組立て等作業主任者			22～23 清 武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					17～18 清 武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	13～14 延 岡	18～19 清 武	1～2 清 武	13～14 延 岡	3～4 清 武	15～16 清 武	10月～11月に延岡、清武で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育					10 清 武		
	現場管理者統括管理講習							11月に清武で開催
	足場の組立等特別教育		6 清 武	8 清 武	15 清 武	19 延 岡		
	足場の点検実務者研修		20 延 岡	15 清 武				
	フルハーネス型安全帯特別教育	7 延岡 15 清武		3 清 武	1 延 岡	5 清 武	22 清 武	
	斜面の点検者安全教育			24 清 武		26 延 岡		
	ダイオキシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			17 延岡 29 清武				
	振動工具取扱い従事者教育						30 清 武	
	丸のこ等取扱い従事者教育						14 清 武	
	酸欠・硫化水素作業特別教育						2 清 武	
	自由研削砥石の取替の特別教育						8 延 岡	11月に清武で開催
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育	9～10 清 武	7～8 延 岡	4～5 清 武	9～10 清 武	6～7 延 岡		10月～2月に清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		14～15 清 武		2～3 延 岡		24～25 清 武	11月に清武で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	27～28 延 岡	28～29 清 武	18～19 清 武	30～31 清 武	27～28 延 岡	10～11 清 武	10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	23～24 清 武	21～22 延 岡	11～12 清 武	16～17 清 武	20～21 延 岡	3～4 清 武	10月～2月に清武、延岡で開催
	車両系（解体用）技能講習		13 清 武		8 清 武		7 延 岡	11月に清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	16～17 清 武		25～26 延 岡			17～18 清 武	11月に清武で開催

2. 令和2年に県内で発生した死亡災害（宮崎労働局資料）

○付きの番号は建設業で発生したもの

令和3年1月末日現在

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
①	1月	激突され	掘削用機械	土木事業	男	40代	3年	転圧機（重量70kg）を法面下に降ろすため、ドラグショベル（ロングアームのアタッチメントを装着）のバケットとアームの間にワイヤーを掛けて転圧機を吊り上げ、移動していたところ、ドラグショベルが転倒した。その結果、転圧機の荷下ろし作業のため、法面下で待機していた被災者にドラグショベルのバケットが激突した。
2	1月	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	道路貨物運送業	男	50代	1年	足場材を積載させたトラックを配送先の会社敷地内に被災者は停車させた。その後、配送先の労働者と足場材の荷下ろし作業を行っていたところ、配送先の労働者が運転するフォークリフトのフォークとトラックに被災者は挟まれた。
③	4月	激突され	その他の建設機械等	建築工事業	男	50代	22年	建築現場において、基礎部分のコンクリート打設作業を行っていたところ、生コン打設用に使っていたコンクリートポンプ車の第2ブームが折損し、打設場所の均し作業を行っていた被災者にブームが激突した。
④	5月	墜落・転落	作業床、歩み板	建築工事業	男	70代	30年	牛舎建築現場において、合掌組みを被災者は行っていた。横桁にかけ渡した足場板上で隣の横桁間にかけて足場板を移動させていたところ、足を踏み外し、約3.3メートル墜落した。
5	5月	墜落・転落	荷姿の物	道路貨物運送業	男	60代	28年	倉庫の出荷口に停車したバルク車（飼料運搬車）の運転席に右耳から血を流し、横たわった被災者を同僚が発見した。倉庫内で4段積まれたフレコンバックの上に、フォークリフトに装着したアタッチメントの先端が置かれていたことから、フレコンバックの最上部（高さ約3.3m）に登る最中又は最上部で作業中に被災者は転落し、倉庫床面で頭部を強打したものと推定する。
6	6月	交通事故	トラック	道路貨物運送業	男	60代	30年	志布志港でコンテナ積みトラックに荷物を積んだ被災者が会社へ戻るため都城志布志道路（自動車専用道路）を走行中、中央分離帯を越えて反対車線（被災者側車線）にはみ出てきたトラックと正面衝突した。
7	7月	激突され	立木等	林業	男	50代	5年	杉・ヒノキの皆伐作業現場において、伐採作業を行っていた被災者のチェーンソーの音が聞こえなかったため、同僚が行ってみると、倒れている被災者を見つけた。杉を伐倒した際、既に倒した伐倒木に接触し、その反動で伐倒木の元口が跳ね上がり、被災者に激突したものと推定する。
8	7月	はさまれ、巻き込まれ	コンベア	木材・製品製造業	男	20代	10年	この屑を溜めるサイロに入り、この屑の払い出し作業をしていた被災者がサイロ内の下部で稼働しているスクリーコンベアに右腕を巻き込まれた状態で同僚が発見された。
⑨	7月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	建築工事業	男	60代	3年	農業用ビニールハウスの補強工事で、屋外で金物加工、コーキング及び補強取付作業を行っていた被害者が熱中症に罹患した。被災者は8時から作業を開始し、14時40分頃に重症化した状態で発見され、同日死亡した。当日の天気は晴れで、県内は猛暑日であった。
10	8月	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	その他の商	男	30代	2年	専用の農業機械で飼料用の稲を被災者は収穫及びラッピングしていた。作業終了時刻後、農業機械のチャンパー部に挟まれている被災者を同僚が発見した。
11	12月	転倒	トラック	畜産業	男	30代	11年	乳牛を運搬車の荷台から降ろす作業を被災者は行っていた。運搬車の後部で乳牛が立ち止まったため、傾斜25度のスロープ上で被災者は手綱を引っ張っていたところ、乳牛が急に前進し、その反動で被災者はバランスを崩し、転倒した。転倒した際、被災者は地面で後頭部を強打した。
12	12月	転倒	フォークリフト	土石採取業	男	70代	40年	フォークリフトを運転し、被災者はコンクリートブロック（高さ約1m×幅約1m×奥行き約1m、重量約2t）を運搬していた。勾配約10度の斜面をバックしていたところ、フォークリフトが法面に乗り上げ、横転し、被災者は運転席から投げ出された。

3. 新型コロナウイルス感染症対策実施のための5つのポイント

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



都道府県労働局・労働基準監督署

R3. 2

火薬協会

1. 火薬関係の資格試験日程について

令和3年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 試験の日程

○願書受付 令和3年6月22日（火）から7月1日（木）まで

○試験日 令和3年9月5日（日）

○試験場所 宮崎市清武町今泉丙2559-1

宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）

(2) 受験用の試験問題集は、5月連休明けに入荷予定になっていますので、必要な方は協会に連絡下さい。

令和3年度版完全対策（受験養成講習会使用テキスト） 3,300円

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

（5月末には、各地区協会に送付予定です。）

※試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

2. 受験養成講習会の開催について（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）

(1) 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室

(2) 開催月日 令和3年8月2日（月曜日）～ 一般火薬学

8月3日（火曜日）～ 法令

両日とも午前9時から午後4時30分まで

(3) 受講料

会員事業所 15,300円 非会員事業所 18,300円

（受講料には、使用テキスト代を含んでいます。）

※養成講習会は、事前申込みが必要です。

昨年受験講習会受講者の合格率は、甲種が40%（受講者全体27.9%）で乙種は83%（受講者全体50%）でした。

なお、受講講習会を申し込む方で事前に使用テキストが必要な方は、申し込みの際その旨連絡ください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和3年2月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	238	49.7	5,677	▲ 16.1	3,815	▲ 1.7	150,092	18.7
令和元年度	159	▲ 35.6	6,769	▲ 12.5	3,882	1.9	126,467	16.9
平成30年度	247	▲ 3.1	7,735	32.7	3,811	▲ 1.0	108,159	5.2
平成29年度	255	▲ 28.6	5,828	▲ 58.6	3,850	▲ 9.4	102,821	▲ 11.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

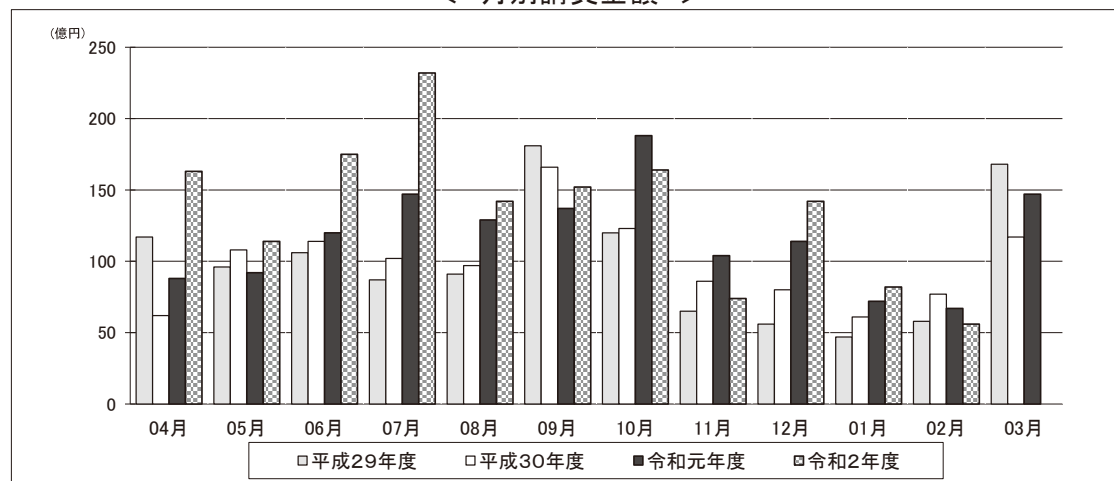
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	7	▲ 30.0	1,501	33.0	268	▲ 4.3	29,711	24.5
独立行政法人等	0	—	0	—	38	72.7	3,773	41.1
県	98	44.1	2,483	2.7	1,412	▲ 2.0	64,595	29.1
市町村	129	61.3	1,669	▲ 48.2	2,070	▲ 1.8	49,212	1.1
その他	4	300.0	22	1040.2	27	▲ 10.0	2,799	134.0
計	238	49.7	5,677	▲ 16.1	3,815	▲ 1.7	150,092	18.7

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	33	22.2	955	▲ 69.6	718	▲ 6.9	41,482	18.6
日 南	18	12.5	369	0.3	273	▲ 4.2	8,990	17.1
串 間	6	20.0	178	205.3	154	14.9	5,091	86.5
都 城	25	19.0	1,453	75.7	477	▲ 16.6	22,043	2.9
小 林	34	78.9	750	121.8	398	14.0	9,437	12.9
高 岡	16	700.0	243	2279.1	140	▲ 2.1	3,593	▲ 3.3
西 都	12	▲ 29.4	112	▲ 57.0	219	▲ 19.5	10,056	58.7
高 鍋	12	100.0	355	96.7	203	3.6	11,869	84.5
日 向	43	79.2	703	▲ 4.1	537	5.7	14,085	4.0
延 岡	14	16.7	232	▲ 5.3	340	3.3	14,155	19.6
西臼杵	25	150.0	322	▲ 45.8	356	10.2	9,287	▲ 1.6
計	238	49.7	5,677	▲ 16.1	3,815	▲ 1.7	150,092	18.7

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

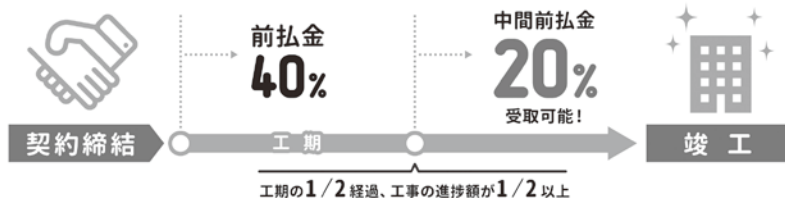
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
 ●発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX

0120-553-835

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>


建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

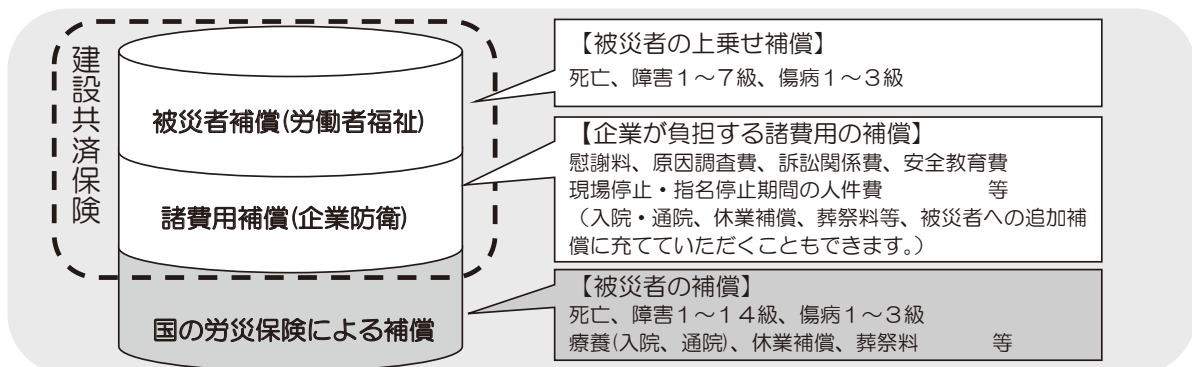
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索